

第 24 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 30 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 7年 6月30日 (月) 15時30分～15時55分

●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- | | |
|------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件 |
| 日程第3 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件 |
| 日程第4 | 議案第3号 現況証明願いの件 |
-

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	12番 鳥本 和則	13番 高橋 仁
14番 粟野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治	17番 横溝 獻

●欠席委員

11番 珠玖 春美

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

●議事録署名委員

4番 嶋崎 敏文 5番 野澤 修治

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、4番 嶋崎委員、5番 野澤委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西土狩北3線外合計10筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積73,745m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年6月9日、土地の引渡しの時期は令和7年7月1日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町西土狩北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積15,000m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年6月9日、土地の引渡しの時期は令和7年7月1日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町栄2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積9,999m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年5月17日、土地の引渡しの時期は令和7年5月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号4番】土地の所在は、芽室町栄3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積32,301m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年5月17日、土地の引渡しの時期は令和7年5月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

か。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 次に、番号4番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号4番につきましては、原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上美生3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積3,003m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、国有地払い下げです。申請地は、上美生市街地から1km程離れた4線沿いの農地と嵐山展望台へ向かう裏道にある農地です。譲受人は、40年間営農を行っているベテランであり、周辺地域からの理解もあるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町西土狩北3線外合計13筆、公簿・現況

地目とも畠、合計面積79,264m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、西士狩地区で、オーバル南側の十勝川堤防付近に位置し、全面砂利採取しています。特に、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町西士狩北3線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積28,742m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、西士狩地区で、オーバル南側の十勝川堤防付近に位置しています。借人は、来年、父から経営移譲を受ける予定であり、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号4番】土地の所在は、芽室町西士狩北3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積10,120m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、西士狩地区で、オーバル南側の十勝川堤防付近に位置し、一部を砂利採取しています。特に、問題のない案件と

思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号5番】土地の所在は、芽室町西士狩北3線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積34,426m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、美蔓地区で、道道75号線、鳳恵寺と大統寺の間に位置し、一部を砂利採取しています。特に、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第4 議案第3号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第3号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第3号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町伏美12線、公簿地目は畠、面積は3,549m²です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、野澤現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。6月16日の13時30分より役場庁舎2階会議室7で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、平林委員、鳥本委員、そして私野澤、事務

局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番について「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 【番号2番】土地の所在は、芽室町上伏古9線、公簿地目は畠、面積は1,045m²です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、野澤現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。6月16日の13時30分より役場庁舎2階会議室7で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、平林委員、鳥本委員、そして私野澤、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号2番について「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第24回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 6月 30日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員